

倫理委員会報告

【開催日時】 2010年4月13日 13時

【開催場所】 JBC 本部事務局

【審議事項】

4月7日倫理委員会において特定された処分対象者に対する処分が審議、決定された。同

日、倫理委員会委員長名で下記の通り告示され、当事者宛通知された。

告示 平成 22 年 4 月 13 日付

財団法人日本ボクシングコミッション

倫理委員会委員長 齊 藤 慎 一

JBC 倫理委員会は、JBC 試合ルール第 2 条 3 項、12 条及び倫理規程第 5 条、懲罰規程第 5 条に基づき、亀田史郎及び五十嵐紀行に対して、下記のとおり処分を行う。

記

1 亀田史郎

(1) 処分

セコンドライセンスの取り消し

(2) 処分の原因となる事実

2010 年 3 月 27 日、WBC（世界ボクシング評議会）世界フライ級タイトルマッチ、チャンピオン亀田興毅（亀田ジム）対暫定チャンピオンポンサクレック・ウォンジョンカム（タイ）の試合後、亀田史郎は、亀田興毅側控室において、安河内事務局長や WBC 関係者に対して 5 ラウンドのバッティングによる減点措置等について抗議を行

うに際して、同事務局長らに対して語気強く「オレを怒らしたらどないなるか、覚えとけよ。おのれの首とったるぞ、こら。」などと発言した他、控室内の椅子を蹴り飛ばすなどの威嚇、恫喝行為を行った。

(3) 処分理由

今回の亀田史郎の試合関係者に対する言動は、脅迫的な種々の発言、椅子の蹴り倒しなど、社会通念上、試合結果に対する抗議として許容される限度を遙かに逸脱する悪質な反社会的行為であり、明らかに JBC 試合ルール第 2 条 1 項及び倫理規程第 1 条乃至第 3 条に抵触する行為である。

また、亀田史郎は、本件以前にも威嚇行為等で 2 度の嚴重注意処分を受け、さらに、2007 年 10 月 11 日の内藤大助対亀田大毅の世界タイトルマッチにおいて相手方セコンドに対して行った威嚇、恫喝行為等によりセコンドライセンスの無期限停止処分を受けていたにも関わらず、再度、試合関係者に対して上記のような威嚇、恫喝行為を行ったものであり、このような同人の無反省な反社会的な態度は強い非難に値する。

以上のとおり、本件行為自体の悪質性及び重大性に加えて、亀田史郎がこれまで合計 3 度にわたり試合関係者に対する威嚇、恫喝行為等により JBC より嚴重な処分を受けていたにも関わらず、無反省のまま、再度、試合関係者に対する同種の威嚇、恫喝行為に及んでいることからすれば、事後に同人より安河内事務局長に対して謝罪がな

されたこと等の事情を勘案しても、亀田史郎についてはセコンドライセンスの取り消し処分とすることが相当である。

2 五十嵐紀行

(1) 処分

クラブオーナーライセンス、プロモーターライセンスの無期限停止

(2) 処分の原因となる事実

2010年3月27日、WBC世界フライ級タイトルマッチ、チャンピオン亀田興毅（亀田ジム）対暫定チャンピオンポンサクレック・ウォンジョンカム（タイ）の試合後、五十嵐紀行は、亀田興毅側控室において、亀田史郎が上記のとおり安河内事務局長らに対して威嚇、恫喝行為を行った際、亀田史郎の言動を何ら制止せず、さらに、これに同調して同人と共に執拗な抗議を行い、同人の脅迫的言動を増長させた。

(3) 処分理由

五十嵐紀行は、本来、亀田ジムの会長としてセコンドライセンス無期限停止中の身にある亀田史郎の行動を厳しく監督すべき立場にあったにも関わらず、亀田史郎の上記のような威嚇、恫喝行為を何ら制止しないばかりか、これに同調して同人と共に執

拗な抗議を行い、同人の言動を増長させたものである。こうした五十嵐紀行の無自覚かつ無責任な言動は、同人のジム会長としての重い職責に照らせば、亀田史郎と同等以上の、強い非難に値するものであり、明らかに JBC 試合ルール第 2 条 1 項及び倫理規程第 1 条乃至第 3 条に抵触する行為である。従って、五十嵐紀行についてはクラブオーナーライセンス並びにプロモーターライセンスの無期限停止処分とするのが相当である。

上記の者は、JBC 懲罰規程第 11 条 1 項に基づき、上記処分について、十分な反証を有する場合に限り、再審議を請求することができる。

以上